第４章　自転車ネットワーク形成へのアプローチ

（１）短期整備（事業期間：概ね５～７年）について

自転車ネットワークの形成による安全・安心で快適な利用環境の創出には、自転車利用者はもとより全道路利用者の理解が不可欠です。

しかし、自転車の歩道通行可の交通規制が長年続いてきたことから、逆走率の高さに現れているように、「自転車は車両、車道、左側通行」というルールが浸透していないのも事実で、自転車道などの整備による規制を伴う急激な利用環境の転換が、横断事故の増加などにつながってしまうこと等が懸念されます。

このため、優先的計画策定エリア内のネットワーク路線等を完成形態で整備する前に、車道に、自転車が通行する空間であることを明示するための路面表示（矢羽根型路面表示やピクトグラム）を設置し、自転車歩道通行可規制との併用による車道混在という形の暫定形態での整備を行うことにより、自転車は車両であるという原則の周知や、これに伴う交通ルール遵守意識の醸成を図ります。

車道混在の事例

全体のネットワーク形成には多くの期間を要することから、短期整備として、上記の暫定形態での整備と合わせて、以下の①～③の路線（区間）について完成形態での整備を行うことにより、ガイドラインに準拠した本計画で創出しようとしている自転車通行空間を、多くの皆さんに認知していただけるよう取り組んで参ります。

①路線番号 10　市道今治駅天保山線のうち、10-4 の区間の整備

②路線番号 26　市道北宝来近見線のうち、北側から約 360mの区間の整備

③路線番号 29　国道 317 号のうち、自転車通行に配慮した交差点の整備

No.	番号	名称	延長	幅員	優先エリア内		完成形態整備			暫定形態整備	管理区分
			（m）	（m）	起点	終点	自転車道	自転車専用通行帯	車道混在	車道混在	
1	3･2･1	広小路線	1,140	36	今治駅東口	片原町2				○	県
2	3･3･3	駅西大通り線	600	25	中日吉町1	宮下町3				○	市
3	3･3･4	宮脇片山線	1,970	18～25	別宮町4	馬越町4				○	県･市
5	3･3･7	大坪通土橋線	920	25	蔵敷町1	土橋町1			○	－	市
6	3･5･8	今治近見線	600	25	別宮町2	別宮町4				○	県
9	3･4･11	今治喜田村線	860	25	別宮町1	旭町4				○	県
10	3･4･12	今治駅天保山線	300	20	今治駅東口	恵美須町2	○			－	市
			1,180							○	
			300				（短期以降）			－	
12	3･5･14	今治駅別宮橋線	430	15～18	今治駅東口	北宝来4				○	市
19	3･4･27	今治日高線	1,880	17～25	ﾄﾝﾄﾞﾋﾞ交差点	片山3				○	県
20	3･5･28	今治駅西高橋線	150	25	今治駅西口	中日吉町1				○	市
26	3･5･44	北宝来近見線	360	15.5	北宝来町2	近見町2		○		－	市
			2,300					（短期以降）		－	
28	7･5･16	常盤町大坪通線	650	12～15	北宝来町1	蔵敷町1			○	－	市
29	3･3･5	今治本町波止浜高部線	960	25	近見町4	高部				○	県
		合計	14,600								

短期整備一覧表

（２）ネットワークを活かす関連施策

しまなみ海道はサイクリストの聖地として認知度が向上しており、国内はもとより海外からもますます多くの方が今治市を訪れ、しまなみ海道と今治駅を中心とした市街地を自転車で往復することになっていきます。

本計画における市道北宝来近見線及び国道３１７号の整備に合わせて、県道１６１号糸山公園線についても自転車利用環境をさらに向上させることにより、しまなみ海道から中心市街地までがより快適な自転車通行空間で結ばれることから、事故抑止とともに快適性の創出に向け、関係機関に働きかけを行っていきます。

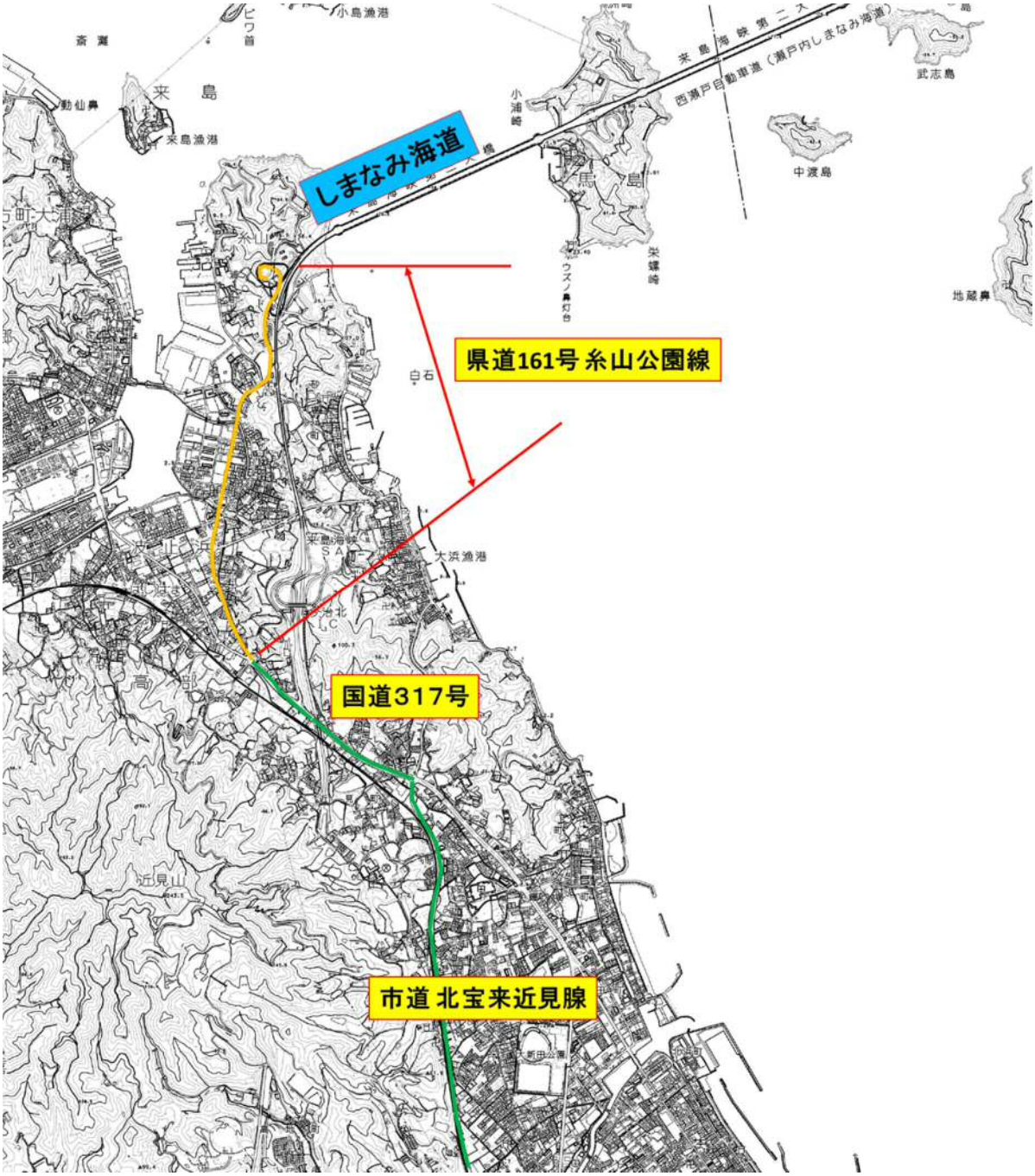

（３）計画の見直し等

本計画で準拠した「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」は、今後得られる技術的な知見や法制度の改正等を踏まえ順次改定される予定であることから、ネットワーク路線の完成形態など本計画についても、適宜必要な見直しを行うとともに、ネットワーク路線以外の路線についても、改築等に際しては、本計画の趣旨を踏まえ自転車通行空間の創出に配慮していきます。